

# 意見書

2008（平成20）年7月16日

日本弁護士連合会  
会長 宮崎 誠 殿

法曹親和会  
幹事長 水津 正 臣

東京弁護士会内の政策団体である法曹親和会（会員数約1400名）は、日本弁護士連合会がまとめた法曹人口問題に関する「提言」に賛成し、次のとおり意見を申し述べます。

## 記

### 第1 意見の趣旨

われわれは、「法の支配」をわが国社会の隅々に確立するため、順次、法曹人口（司法試験合格者数）を大きく増加させていくことに全力を尽くすべきであるが、他方、法曹の「質」を確保するため、法曹誕生までの法科大学院を中核とする法曹養成制度が本来の制度目的を実現しているかを検証するとともに、人的基盤以外の司法制度基盤が十分に整備された状況に達したかどうか、具体的法的ニーズがどうなっているかも検証しつつ、2010（平成22）年の司法試験合格者3,000人程度達成という指標に拘泥することなく、今後の司法試験合格者数について、適切な数値を決定していくべきである。

### 第2 理由

1 今次の司法制度改革は、わが国社会の隅々に「法の支配」の理念を確立するため、国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、国民の司法参加（国民的基盤の整備）および司法制度を支える厚い層の法曹の存在（人的基盤の拡充）を柱とするものであるが、法化社会が進展し、法的ニーズが量的に増大し、質的にも一層多様化・高度化していく中で、司法の直接的担い手である法曹の質・量を大幅に拡充することが不可欠であるとす。

われわれは、事前規制型社会から事後救済型社会へと社会構造が変化する中で弱者の権利の護り手としての役割を担うべき弁護士の数を十分に確保する必要があること、過疎・偏在等司法アクセスが不十分な地域、階層に対するアクセス障害を取り除く必要があ

ること、実施が目前に迫った裁判員裁判、被疑者国選弁護に充分に対処しうる厚い弁護士層を確保する必要があることなど、弁護士を含む法曹を質的にも量的にも大幅に拡充する必要があると考える。そして、短期間に法曹人口を大幅拡充させるということで、2010（平成22）年に司法試験合格者を3000人程度まで増加させる指標を設定し、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度を構築し、新司法試験の合格者が大幅に増大された。

2 しかしながら、人的基盤の拡充のみが先行し、平行して他の司法基盤の整備（たとえば、提訴手数料の低（定）額化、法律扶助予算の飛躍的増大、国選弁護報酬の増額、組織内弁護士の大幅採用その他多数）が当初予定より大幅に遅れており、司法書士、行政書士などの隣接法律専門職からのさらなる権限拡大運動が展開されているなど、調和のとれた司法改革が実現できているとは思えない状況にある。そのため、法曹人口の急激な増大による「ひずみ」が生じ健全な司法改革の実現に悪影響を与えるおそれが生じている。

3 最も大きな「ひずみ」は、法曹の「質」の確保問題である。増大する法曹が市民から真に信頼されるためには、何よりも、法曹としての「質」が確保されていることが必須の前提である。しかるに、現状にかんがみ、法科大学院の一部において、厳格な修了認定がなされているか、実務との架橋が実現できているか、司法試験対策に特化したいびつな教育がなされていないかなどについて、疑念を表明する者もいる。もちろん、発足から間もない法科大学院に完璧を求めてはならないのであって、その成長を見守り、支援していかなければならないが、解決すべき問題が伏在していることは明らかである。さらに、司法研修所における修習期間が短縮され、前期修習が廃止されたために、「質」を確保するための充実した修習がなされているかについても、問題が指摘されている。

司法研修所の考試（いわゆる二回試験）の大量落第問題は、これらの問題が顕在化した結果ではないかと考える。

もとより、法曹の「質」は、法的知識の量のみで量ることはできないが、市民の法的紛争を解決し、その人権を護るためには、法的基礎知識があることが当然の前提要件であるから、「質」の中身を詰めるとともに、「質」の確保策を、法科大学院、司法試験、実務法曹になってからの研鑽とを有機的に関連させて考究しなければならない。

そのためには、今しばらくの時間がどうしても必要である。

4 次に、新規登録弁護士が、実務を通じて研鑽を積むことを可能とする勤務先の法律事務所や企業などが不足し、採用難問題が発生したことも、「ひずみ」の一つである。

法曹の大幅増員は、「国民の社会生活上の医師」としての役割を社会のあらゆる分野で果たすためであったが、残念ながら、行政庁、地方自治体、企業などにおけるインハウスマローヤー（組織内弁護士）の採用（ニーズ）は、遅々として進んでいない。

即独弁護士（ソク弁）、軒下弁護士（ノキ弁）という用語が氾濫するようになったことは象徴的な出来事であり、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）によって実務のスキルを磨き、法曹倫理を体験的に学習する機会を得ることのできない弁護士について、その処方箋を緊急に策定し、実施しなければならない。

そのためには、今しばらくの時間がどうしても必要である。

5 われわれは、プロフェッションとしての弁護士のアイデンティティを確立し、弁護士制度の根幹である弁護士自治をあくまでも堅持していく必要があると考える。そのためには、上記のような法曹人口の急激な拡大に伴う「ひずみ」は、緊急に解消させるべきである。

6 よって、法曹親和会は、司法改革の理念をあくまで追求しつつも、他方関係官庁、マスコミを含めた市民・国民に対し、急激な法曹人口の増大が生み出した「ひずみ」を広く訴え、調和のとれた司法改革の実現を期するべきであるとの考えの下、法曹人口の増大については、法曹の「質」の確保および司法制度基盤全体の確立などの状況を検証しながら、現時点では、司法試験合格者3000人達成という指標に拘泥することなく、真の司法改革実現を確実にしていくための適正な法曹人口増加を図るようすべきであることを提言する。